

いじめ防止対策基本方針



令和8年4月1日

板橋区立西台中学校



板橋区立西台中学校いじめ防止基本方針

平成26年 4月 施行

令和 7年 4月 改定

基本方針策定の意義

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。学校において生徒の尊厳を保持するとともに、生徒が安心して生活し、健やかに成長できる環境づくりを行うため、「東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例（平成26年板橋区条例第23号第10条）」に基づき、板橋区立西台中学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応及び早期解決のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

学校基本方針には、いじめの早期発見・早期対応・早期解決の在り方、教育相談体制を含む校内組織、校内研修などを定める。

また、児童・生徒とともに学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童・生徒が主体的かつ積極的に参加できるようにする。なお、策定した学校基本方針については、学校便り・ホームページなどで公開する。

※根拠法令

<板橋区>

「東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例」（平成26年6月30日東京都板橋区条例第23号）

第10条 学校（保育所を除く）は、法第13条に基づき、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの未然防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

<東京都>

「東京都いじめ防止対策推進条例」（平成26年東京都条例第103号）

※法の直接適用により、都条例では対応なし

「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成26年7月10日決定）

V 学校における取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）」及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を参酌し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

<国>

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)第一章 第二条

<定義>いじめとは、生徒に対して、生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校及び教職員の責務

※根拠法令

「東京都いじめ防止対策推進条例」(平成26年東京都条例第103号)

(学校及び学校の教職員の責務)

第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

未然防止～いじめを生まない、許さない学校づくり～

教員組織

<学校いじめ対策委員会>

校長、副校長、主幹教諭（生活指導主任、教務主任、進路指導主任）、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーから構成する。案件によっては、他の教職員や学校関係者等の出席を校長が依頼する。

※根拠法令

（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめ防止の取組を推進する6つのポイント

◎キーワード「居場所づくり」「絆づくり」「自己有用感」

1. 軽微ないじめも見逃さない

- ・教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知
- ・校内研修の充実を通じた、教職員の資質向上
- ・校内巡視や複数対応等により学校内の死角をなくす

2. 教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む

- ・「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応
- ・教職員間の報告、連絡、相談の徹底

3. 相談しやすい環境の中で、いじめから子どもを守り通す

- ・学校、家庭、地域の連携による教育相談体制の充実及び、啓発活動の推進
- ・いじめアンケートの実施によるいじめ防止への意識付け

4. 子供たち自身が、いじめについて考え、行動できるようにする

- ・「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体への醸成
- ・日常の授業から、話し合いなどを通して多様性を認め合う態度の育成
- ・生徒が自ら主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組の推進

5. 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る

- ・保護者との日常からの信頼関係に基づく取組の推進
- ・家庭連絡・学年通信などを通じた保護者との緊密な連携・協力
- ・年3回以上「いじめに関する授業」を実施し、土曜授業プラン等に位置づけるなどして年1回以上公開

6. 社会全体の力を集結し、いじめに対峙する

- ・地域、関係機関との日常からの連携

早期発見～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり

生徒の日常からいじめの萌芽を素早く察知

- ・朝と帰りの学活、給食指導の場面で、担任による生徒の観察及び指導をする。
- ・担任の目が届きにくい場所に副担任を配置し、学級サポート体制を整備する。
- ・休み時間時には教室や廊下に教員が待機及び巡回し、その存在を生徒に意識させるとともに観察・指導を行う。
- ・休み時間や授業時にスクールカウンセラー・特別支援巡回指導講師による観察を行う。
- ・1学期中にスクールカウンセラーによる7年生全員面接を行うとともに特別支援教育委員会、担任と情報共有していく。
- ・関係機関による「インスタグラム」「X (Twitter)」のネットパトロールの報告書から生徒指導部会及びいじめ対策委員会で情報を共有し指導を行う。

被害の生徒、周囲の生徒からいじめの情報の確実な受信

- ・6月、11月、2月のふれあい月間に「学校生活についてのアンケート」を実施し、いじめの早期発見及び防止に対応する。
- ・夏季休業明けに、「相談アンケート」を基に全生徒と学年教員で面談等を行う。
- ・被害の生徒本人からの訴えに複数教員で事情を聴取しチームで解決にあたる。
- ・周囲の生徒の訴えから、複数教員で情報を収集するとともに統合しチームで解決にあたる。

いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見

- ・対策委員会を週1回定例で実施し、情報の交換・共有を行い、解決策を模索する。
- ・対策委員会の学年主任は担任と連携し、学年全体で解決にあたる。

保護者・地域との連携

- ・PTA役員会からの情報の収集と対応への協力を依頼する。
- ・保護者会や三者面談による家庭との連携を図り、早期対応・解決にあたる。
- ・ICS委員会（4月、6月、10月、12月、2月）でいじめの状況について報告し、可能な範囲で協力を依頼する。
- ・道徳授業地区公開講座では「いじめ防止」をテーマに行い、保護者や地域の方との意見交換会を実施する。
- ・セーフティ教室では保護者の参加を呼びかけ、ネットいじめ・ネット犯罪の危険性とその防止策について情報を共有する。

早期対応

～いじめを解消し安心して生活できるようにする学校づくり～

いじめ対策委員会を核とした対応

早期対応

～いじめを解消し安心して生活できるようにする学校づくり～

いじめ対策委員会を核とした対応

- ・いじめを見逃すと初動が遅れ、以後の対応が困難になるため、すぐに報告・連絡・相談ができる風通しの良い学校にする。
- ・いじめ対策委員会による意図的かつ組織的な対応ヘリスクマネジメントをしていく。
- ・いじめ対策委員会とスクールカウンセラー・特別支援巡回指導員との情報共有を行い、被害生徒への心のケアをしていく。
- ・教育活動や部活動内でのいじめについて、学級担任、教科担任、担当顧問任せにせず、いじめ防止対策委員会を中心とした組織的な対応を進める。

被害の生徒・加害の生徒・周囲の生徒への取組

- ・いじめが起きた場合には、いじめられた生徒に寄り添い対応していくことを最優先する。
- ・生徒会朝礼での生徒会役員や生活委員会による「いじめ防止・対応」活動への呼びかけを行う。
- ・学活時には担任の指導により、改善に向けた目標を明確にした話し合い活動を行う。
- ・学級活動において、学級委員、生活委員を中心とした「いじめ防止・対応」活動を推進していく。

教育委員会・関係諸機関との連携

- ・スクールカウンセラー・特別支援巡回指導員によるカウンセリングで心のケアを行う。
- ・教育委員会学校相談員や指導主事との連携を密にし対応する。
- ・生活指導主任研修会、学校警察連絡会での情報交換及び連携を行う。

保護者・地域との連携

- ・誤情報や風評被害が及ばないためにもPTA役員と必要な範囲内での情報共有を行う。
- ・PTA役員による関係保護者への心のケアを依頼する。
- ・ICS委員会へ必要な範囲内での情報を提供し、協力を依頼する。
- ・必要に応じて子ども家庭総合支援センターや民生児童委員へ家庭支援の協力を依頼する。
- ・町会と連携し、「地域見守り隊」の巡回時における生徒への声かけを依頼する。
- ・いじめを見逃すと初動が遅れ、以後の対応が困難になるため、すぐに報告・連絡・相

談ができる風通しの良い学校にする。

- ・いじめ対策委員会による意図的かつ組織的な対応ヘリスクマネジメントをしていく。
- ・いじめ対策委員会とスクールカウンセラー・特別支援巡回指導員との情報共有を行い、被害生徒への心のケアをしていく。
- ・教育活動や部活動内でのいじめについて、学級担任、教科担任、担当顧問任せにせず、いじめ防止対策委員会を中心とした組織的な対応を進める。

被害の生徒・加害の生徒・周囲の生徒への取組

- ・いじめが起きた場合には、いじめられた生徒に寄り添い対応していくことを最優先する。
- ・生徒会朝礼での生徒会役員や生活委員会による「いじめ防止・対応」活動への呼びかけを行う。
- ・学活時には担任の指導により、改善に向けた目標を明確にした話し合い活動を行う。
- ・学級活動において、学級委員、生活委員を中心とした「いじめ防止・対応」活動を推進していく。

教育委員会・関係諸機関との連携

- ・スクールカウンセラー・特別支援巡回指導員によるカウンセリングで心のケアを行う。
- ・教育委員会学校相談員や指導主事との連携を密にし対応する。
- ・生活指導主任研修会、学校警察連絡会での情報交換及び連携を行う。

保護者・地域との連携

- ・誤情報や風評被害が及ばないためにもPTA役員と必要な範囲内での情報共有を行う。
- ・PTA役員による関係保護者への心のケアを依頼する。
- ・ICS委員会へ必要な範囲内での情報を提供し、協力を依頼する。
- ・必要に応じて子ども家庭総合支援センターや民生児童委員へ家庭支援の協力を依頼する。
- ・町会と連携し、「地域見守り隊」の巡回時における生徒への声かけを依頼する。

重大事態への対処

～問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり～

被害の生徒の保護とケア

- ・いじめられた生徒に寄り添い徹底的に調査する。いじめられた生徒及びその保護者に対し、当該調査に関わる事実関係や、その他必要な情報を適切に提供する。
- ・スクールカウンセラー・特別支援巡回指導員によるカウンセリングを行い、心の手当を施す。
- ・心的外傷後ストレス障害（PTSD）に対応するため、複数の教員で保護していく。

加害の生徒への働きかけ

- ・全体指導とは別に必ず個別指導を行い、具体的な行為を指導し、その保護者にも連絡するとともに協力を要請する。
- ・再発防止に向けて心理的安定に導くまで、別室で個別学習等をしていく。
- ・複数の教員による教育相談的な配慮に基づく指導を繰り返し行う。

教育委員会・関係機関との連携

- ・教育委員会に報告するとともに、連携して対応を検討していく。
- ・都教育委員会のいじめ等の問題解決支援チームの活用を検討していく。
- ・板橋区子ども家庭総合支援センターと連携していく。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、所轄警察署と連携して対処する。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、即時通報する。
- ・いじめにより、生徒が自殺を計画した場合、身体に重大な被害を被った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合、予測される場合も含めて所轄警察署に通報する。

保護者・地域との連携

- ・PTA役員会と連携して、緊急保護者会の開催の有無等を検討するとともに、事態の説明にあたる。
- ・民生児童委員と連携し、家庭や当事者をサポートしていく。
- ・事態の収束へ向けて、事件性がある場合には警察への相談や通報をしていく。

点検と改善の視点

- ・週1回、いじめ防止対策委員会を定例で実施し、問題と課題を取り上げ、改善の視点を明確する。各学年のいじめ対策委員がその情報を伝達し、全教員で共有化を図る。
- ・保護者アンケート、生徒アンケート、学校評価をもとに、改善点を明確にし、次年度に向けた具体的な方策を示していく。

いじめ防止対策推進法に基づく対応

・法第28条に基づく調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対応)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

・法第30条に基づく再調査

(公立の学校に係る対応)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

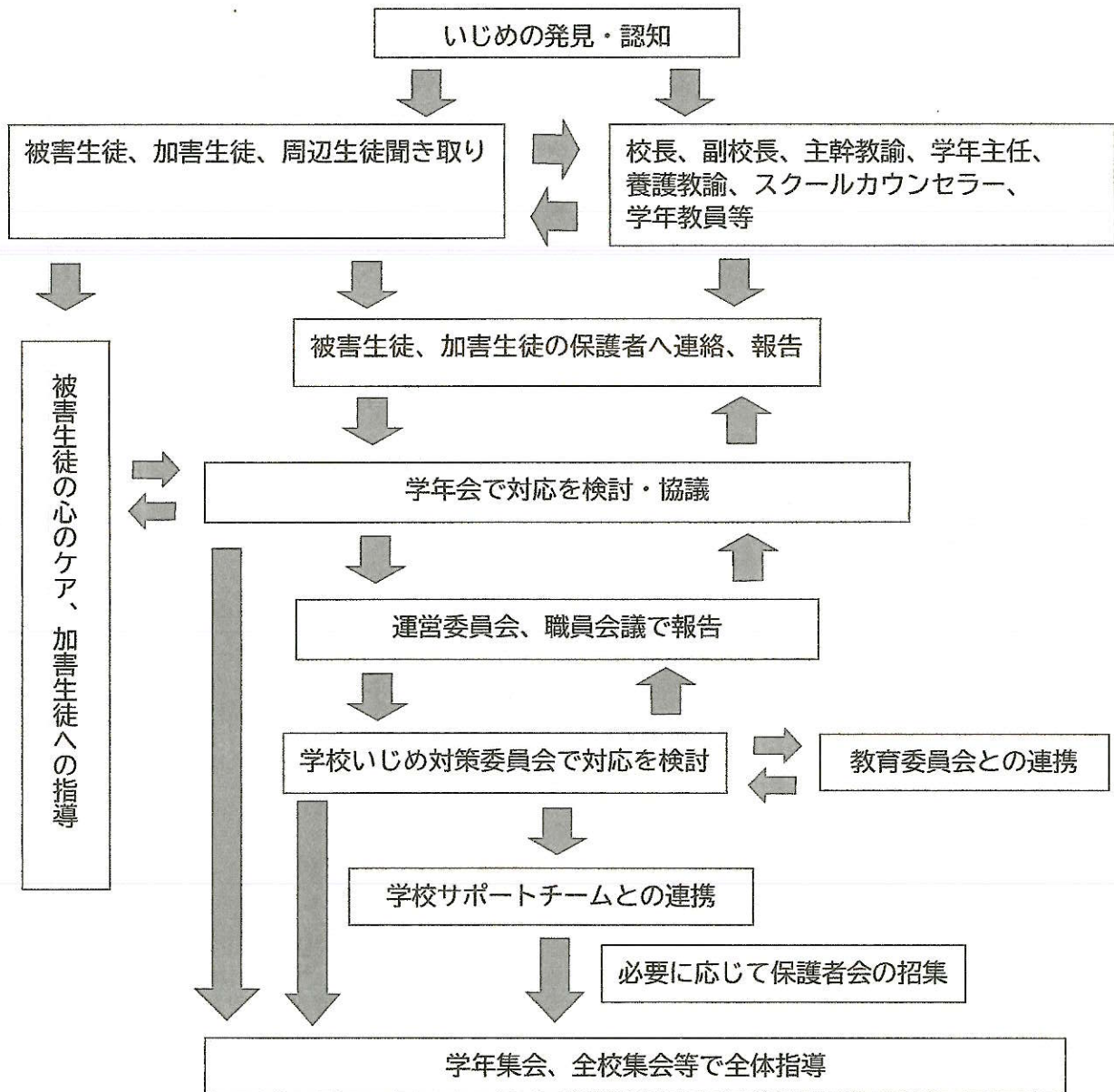
2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

具体的な対応図



【学校サポートチーム構成】

校長、副校長、主幹教諭、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、PTA役員
教育委員会指導室、子ども家庭支援センター職員、児童相談所児童福祉司、
管轄警察署員等

いじめ防止等に関連する年間計画

11板橋区立西台中学校

	生徒	学校(教職員)	保護者・地域
4月	始業式		
	入学式		
	・新入生歓迎会 ・部活動説明会	・基本方針確認(Plan) ・基本方針実施(Do)	
	教育相談室・スクールカウンセラー紹介		
5月	・H-QU実施 ・生徒総会 ・運動会	7年全員面接	
		PTA総会	
		・自己申告 ・学びのエリア研修	
6月	いじめアンケート実施		
	・移動教室(8年)		ICS委員会
7月		・校内研修会	
	三者面談		
	終業式		
8月	・人権作文宿題(7・8年)		
9月	始業式		
	二者面談		
	・生徒会役員選挙 ・修学旅行(9年)		学校説明会
10月	SCアンケート		
	・文化発表会(合唱コンクール)	・自己申告中間報告	ICS委員会
		・学びのエリア研修	
11月	いじめアンケート実施		
12月		・校内研修	
			ICS委員会
1月	終業式		
	・校外学習(7年)	・基本方針評価(Check)	学校防災連絡会
2月	・校外学習(8年)	・基本方針改善(Action)	新入生保護者説明会
	いじめアンケート実施		
			ICS委員会
3月	・笑顔と学びのプロジェクト ・校外学習(9年) ・9年生を送る会	・校内研修会 ・自己申告最終報告	
	卒業式		
	修了式		
その他	いじめ対応(アンケート・授業・特別活動) ・班活動充実 ・委員会活動推進 ・生徒会活動活性化	授業研修 ・協同学習導入 ・道徳授業確保・推進 ・いじめ対策委員会(毎週)	・PTA役員会 ・PTA実行委員会 ・土曜授業プラン(年3) ・学校公開